

区分	申請期間	内容
A	使用日の 24月前か ら当日ま での間	国、三重県、鳥羽市又は鳥羽市教育委員会が主催、共催又は構成団体となり実施する行事
		公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人三重県スポーツ協会、鳥羽市体育協会又は鳥羽市スポーツ少年団に加盟する団体が主催、共催又は構成団体となり実施する行事
		鳥羽市文化協会に加盟する団体が主催、共催又は構成団体となり実施する行事
		鳥羽市内に所在する保育所、幼稚園、小中学校、高校又は高専が主催、共催又は構成団体となり実施する行事
		鳥羽市又は鳥羽市が主催、共催又は構成団体となり公的に助成するM I C E 活動
		各種興行
B	使用日の 12月前か ら当日ま での間	区分A又はC以外の行事や活動
C	使用日の 3月前か ら当日ま での間	スポーツ活動における練習（自チームを含め3チーム以内で実施する練習試合を含む） ※市内宿泊を伴う合宿はB区分とする
		文化・芸術活動における練習及び稽古

		私的なレクリエーションと捉えられる活動
		メインアリーナ又はサブアリーナの使用を伴わない会議室のみの使用